

○町立学校通学区域設定規則の特例に関する規則

平成 19 年 3 月 28 日

九重町教育委員会規則第 5 号

(目的)

第 1 条 この規則は、町立学校通学区域設定規則(昭和 61 年九重町規則第 3 号。以下「規則」という。)の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(指定校の変更)

第 2 条 教育委員会は、学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号。以下「施行令」という。)第 8 条の規定に基づき、九重町内に住所を有する児童が、通学区域外の九重町が設置する小学校に就学(転学を含む。以下「指定校の変更」という。)を希望する場合、保護者からの申立てが許可基準に該当すると認められるときは、当該保護者に対し指定校の変更を許可することができる。

(改正(平 25 教委規則第 3 号))

(区域外就学)

第 3 条 教育委員会は、施行令第 9 条の規定に基づき、九重町以外の市町村に住所を有する児童が、九重町が設置する小学校に就学(以下「区域外就学」という。)を希望する場合、保護者の申立てが許可基準に該当すると認められ、かつ、当該児童が住所を有する市町村との協議が整ったときは、当該保護者に対し区域外就学を許可することができる。

(改正(平 25 教委規則第 3 号))

(許可基準及び許可期間)

第 4 条 前 2 条に規定する許可にあたっての許可基準及び許可期間は、別表のとおりとする。ただし、教育委員会は、当該許可基準を満たす場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、就学の許可をしないことができる。

- (1) 保護者による送迎が困難なとき。
- (2) 就学を希望する小学校の受入れが困難なとき。

(改正(平 25 教委規則第 3 号))

(許可の申請等)

第 5 条 指定校の変更又は区域外就学(以下「指定校の変更等」という。)を希望する児童の保護者は、指定校の変更・区域外就学許可申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)に別表の左欄に掲げる許可基準の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる添付書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要と認めるときは、当該保護者に対し添付書類以外の書類の提出を求めることができる。

3 当該保護者は、申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)の記載事項のうち許可期間に係る変更が生じたときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(改正(平 25 教委規則第 3 号))

(協議)

第 6 条 教育委員会は、前条に規定する許可の申請が区域外就学に係るものであって、申請書等を審査し適当と認めるときは、児童が住所を有する市町村の教育委員会に区域外就学に関する協議書(様式第 2 号)により、就学の可否について協議しなければならない。

(改正(平 25 教委規則第 3 号))

(許可等)

第 7 条 教育委員会は、指定校の変更にあつては申請書等を審査し適当と認めるとき、区域外就学にあつては前条に規定する協議が整つたときは、指定校の変更等を許可するものとする。

2 教育委員会は、前項に規定する指定校の変更等に係る許可をした際は、指定校の変更・区域外就学許可通知書(様式第 3 号)により児童の保護者及び関係小学校の校長に通知しなければならない。

(改正(平 25 教委規則第 3 号))

(許可の取消し)

第 8 条 教育委員会は、許可を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により許可を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 第 5 条第 3 項の規定に違反したとき。
- (3) その他教育委員会が適当でないと認めたとき。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。